

令和 7 年 第 20 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和 7 年 10 月 29 日（水）午後 2 時  
場 所：教育委員会室

教育長	内野雅晶
教育長職務代理者	天野安喜子
委員	森本勝也
委員	伊藤真弓
委員	松山隆之

事務局	教育推進課長	飯田常雄
	学務課長	木村美由紀
	教育指導課長	大川千章
	学校施設課長	栗間大介
	統括指導主事	堀田誠

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	中尾 隆
	同 主査	樽川翔平

	開会時刻 午後 2 時
内野教育長	<p>それでは、ただいまから令和7年第20回教育委員会定例会を開催いたします。</p> <p>日程第1、署名委員を決定いたします。本日は、天野委員と森本委員さんにお願いいたします。よろしくお願ひいたします。</p> <p>続いて、日程第2、議案の審議にまいります。</p> <p>第49号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてですが、本議案は、教育に関する予算、条例案について、令和7年第4回江戸川区議会定例会で審議するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から教育委員会に対して意見聴取されたものです。本件は議会に上程される前の議案に関することであり、政策形成過程にあることから、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会として審議したいと思います。この発議に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
	[賛成者挙手]
教 育 長	<p>ありがとうございます。皆さん全員挙手ということで、ありがとうございました。賛成多数と認めます。本案件は秘密会となります。</p> <p>なお、第49号議案については議案が議会に上程された後に議事録の公開を可能とします。</p> <p>これより会議は秘密会となります。</p>
	[秘密会]
	[政策形成過程期間が終了したため秘密会部分を公開]
教 育 長	<p>それでは、第49号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてを審議いたします。内容について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
飯田教育推進課 長	<p>それでは、ご説明申し上げます。</p> <p>最初の1枚目の資料は、教育に関する事務の議案についてという書面になります。11月21日に開会をいたします、令和7年第4回区議会定例会に提出予定の議案につきまして、法律に基づきまして意見聴取がされたもので</p>

あります。

内容は記書きの3点です。1点目が令和7年度江戸川区一般会計補正予算中教育の事務に関する部分、2点目が江戸川区立学校設備使用条例の一部を改正する条例、3点目が江戸川区立図書館条例の一部を改正する条例であります。

次の資料をご覧いただきますと、令和7年度第5号補正予算概要（教育費）案という資料になりますので、そちらをご覧ください。上段の表が歳出になります。教育費全体で今回の補正額が7億90万6,000円となります。内訳といたしましては、まず、教育推進費につきましては、木全・手嶋育英資金関係費ということで8,000円でございます。こちらは寄付金をいただいた関係で基金に積み立てをするものであります。学校施設費につきましては、三つの事業がございますが、一つ目の学校施設整備費（小学校）につきましては、旧下鎌田小学校につきまして、既に閉校した学校になりますけれども、当初は校舎を解体して、体育館は残して校舎の部分を校庭と合わせて公園にして、体育館はいわゆる避難所として残すようなイメージでいたんですけども、施設の後利用ということで都立の特別支援学校の候補地になりましたので、体育館も含めて解体する必要が出てきたというものです。そのため、屋内運動場、いわゆる体育館の解体費ということで今回、7,090万6,000円の経費を計上するものでございます。

2点目が鎌田小学校施設改築費でございますが、今回の補正額は1億3,475万円であります。内容としましては、プールの整備方針を立てました。これまで全ての学校で屋外のプールをつくるつおりましたが、今後は拠点となる学校に屋内の温水プールを設置して、周辺の学校はその拠点となる学校の屋内温水プールを使うというふうに今後していくという計画でございますが、これに基づきまして鎌田小学校につきましては、屋外のプールをつくる旨の設計を進めていたところでありますが、屋外プールの設置を不要とする設計変更を行うための経費でございます。1億3,475万円というところでございます。

3点目が旧日光林間施設整備費ということでございまして、今回こちらを解体工事を行うための経費ということで、4億9,524万2,000円を計上させていただきました。

中段の表が繰越明許費でございます。令和7年度中に執行がしきれないものにつきまして、翌年度の令和8年度に執行できるようにということで、この繰越明許という手続きをとるものであります。学校施設費の2点ございますけれども、いずれも歳出のところでご説明させていただいた内容です。鎌

田小学校の施設改築費と旧日光林間施設の整備費ということで、それぞれ令和7年度中に終わらず令和8年度にもかかる予定になりますので、繰り越しをさせていただきます。

一番下の表ですが、こちらも繰越明許費ですが、こちらは変更であります。学校施設整備費（小学校）ということで、下鎌田小学校の屋内運動場の解体に伴う増額というところで、今回計上させていただきました。限度額（変更前）と（変更後）とありますが、この差額分が上段の学校施設整備費（小学校）にあります、7,090万6,000円となります。限度額をその分だけ変更させていただくという内容になります。

1点目は、以上でございます。

2点目と3点目が関連する条例改正になりますので、あわせてご説明をさせていただきたいと思います。

いわゆる地域施設や文化施設、スポーツ施設等の使用料につきましては、平成11年にいわゆる利用料金の改定を行いました後は、消費税の税率の引上げのときに改定しておりますが、そのほかの要因ではこれまで変えてきませんでした。しかしながら、消費税率の引上げ以外にも、いわゆる物価高騰がこの間進んでおりまして、平成11年から令和6年度を比較いたしますと約1.26倍、26%ですね。いわゆる物価が上がっていると。この分を施設使用料のほうに転嫁をさせていただきたいという改正でございます。ただ、この間、26%上がったといつても、区民生活も非常に厳しくなってきているところからすると、半分を区が持ちましょうということで、今回、考え方としてはお示ししております。ただし、半分ですと厳密に言うと13%になるんですけども、端数分は切り捨てさせていただいて、概ね半分程度ということで10%の利用料金の引上げを行う。ただし、10%引き上げしたことによって、23区の平均よりも高くなるようであれば、23区の平均額を限度とする、そういう旨で、今回、区の施設全般の使用料の見直しを行うところでございます。

第4回定例会に27本の条例を改正とすることで今回行うのですけれども、そのうち2本が教育に関する条例ということで、今回、意見聴取がございました。資料ご覧いただければと思うんですけども、一つ目が、学校設備使用条例、こちらがいわゆる学校開放ということで体育館や校庭をスポーツの団体さんなどにお貸ししている、その際の利用料金等を規定しているものであります。先ほどの考えに基づきまして基本的に10%引上げという形で、利用料金の見直しをしてございます。あわせて、次の資料が図書館条例でございますが、図書館条例につきましても、図書館の会議室や集会室等の

利用料金を先ほどと同じ考え方で、基本的に10%引き上げということで、改正するものでございます。ただし、10%引き上げをするんですけれども、1円、10円未満の端数のところもやはり切り捨ててございますので、中には20円から22円に引き上げ、本来するところを2円の引上げはしないということで、両方これまでの額を維持するものも中にはございます。同様の考え方で、区全体の施設につきまして今回使用料の見直しをするものでございまして、一つ目の学校設備使用条例の新旧対照表の1ページ目一番下から2ページ目にかけてございますが、付則というところで、2ページ目の上段を見ていただきますと、今回の条例は令和8年4月1日付で変更するというものでございます。

ただし、経過措置といったしまして、施行日以後に使用するものから新しい料金を適用し、施行日以前に既に予約の承認を受けているものについては、従前の料金を適用する、そのような経過措置も含めて実施をさせていただきたいというものでございます。

2点、内容としましては同様のものになりますので、併せて説明させていただきました。ご説明は以上になります。

教 育 長

ありがとうございました。

この第49号議案の区長さんからの意見聴取ということで、これ議案を提出するということが求められているということで、教育委員会の意見を聴取しますという行為は、どういうふうな捉え方をするんですか。

教育推進課長

1枚目の資料をご覧いただきますと、教育に関する事務の議案についてというところに記載がございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というものの第29号におきまして、教育委員会に関わる補正予算や条例改正など、教育委員会に関わる議案を提出する場合には、事前に提出する区長が教育委員会に意見を聴取するというのが法律で定められてございます。今回、教育に関する議案として、補正予算案のほか、教育に関わる条例改正ということで、2点を含めまして議案上程に当たっての意見聴取ということで、今回、依頼が来ているものでございます。

以上です。

教 育 長

分かりやすい説明ありがとうございました。

それでは、今ご説明等ありましたけれども、何かご意見とかご質問ありましたらお願いいたします。

	まず、1件目の補正予算に関するところについて、いかがでしょうか。
天野委員	1点。基本的にはこちらで問題ないのかなと思っている中で、鎌田小学校の屋外プールから屋内プールに変更する日を、今お答えできる範囲で構わないんですけども、一般に使用していただくということがもし前提にあるとすれば、例えば道というか動線とか、一般の方が入るための動線とかということをお考えの中の変更になって、そうか、これがまだ建てていないということですね。これ、解体の費用だけということになりますか。このプラスされているというのは。
教育推進課長	鎌田小学校は、プールをもともとつくる方向で設計してたんですけども、設計しない、プールをつくらない方向で設計の見直しになります。まだ実際の工事は設計ができないのでこれからになるんですけども、設計自体の見直しということで、設計の見直しだけでも多額の費用はかかりますけども、プールを実際につくるとなると、これ以上の工事費の増額が見込まれますので、今回は見直しをさせていただきたいというものになります。
天野委員	ありがとうございました。 私、勝手にもう建て替えるとか屋内プール用に一般公開をするような方向でいくのかなとちょっと誤解したものですから。
教育推進課長	鎌田小学校は、屋外プールをつくるのはやめる学校になりますが、ということは逆に言うと、近隣の学校に屋内プールをつくる。今後、将来的にですね。屋内プールをつくった場合には、その学校は、一般の利用者も含めて学校だけではなくて一般の利用も含めた屋内プールをつくるという方法で設計をしますので、児童・生徒だけじゃなくて外部の方も使う前提での設計をその際にはそういう形になります。
天野委員	的確なご説明ありがとうございました。理解できました。ありがとうございます。
教 育 長	では、ほかに1件目、補正予算に関して何かご質問等ありましたらお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

教 育 長	<p>よろしいでしょうか。 それでは、2件目、3件目、同質のものかなと思いますので一括したいと思いますが、2件目、3件目の改正条例について何かご質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>よろしいでしょうか。 それでは、ないようでございますが、第49号議案について原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ありがとうございます。 では、原案のとおり決定いたします。 秘密会はここまでとします。</p> <p>[秘密会終了]</p> <p>以上をもちまして、令和7年第20回教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。</p>
-------	--